

引上げ分の地方消費税収が充てられる
 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入) ・引上げ分の地方消費税収 25,000 千円
 (歳出) ・社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 1,084,471 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

項目	予算科目			平成27年度 当初予算	特定財源			一般財源	
	款	項	目		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他
社会福祉	社会福祉費		障害者福祉費	356,996	245,890			4,832	106,274
			老人福祉費	79,813	680		9,864	3,013	66,256
			後期高齢者医療対策費	286,453	46,995		3,311	10,271	225,876
	民生費	児童福祉費	児童措置費	223,085	159,696	23,900	520	1,695	37,274
			児童館運営費	8,700				378	8,322
			放課後児童健全育成事業費	35,397	5,317		3,120	1,173	25,787
			児童遊園費	327				14	313
			母子父子家庭医療費	2,283	692			69	1,522
小計 ①				993,054	459,270	23,900	16,815	21,445	471,624
保健衛生	衛生費	保健衛生費	予防費	87,614	1,902		7,512	3,401	74,799
			げんまる21推進事業費	3,803	258			154	3,391
			小計 ②				91,417	2,160	
合計 ①+②				1,084,471	461,430	23,900	24,327	25,000	549,814

※引上げ分は、「社会保障の安定化分」として各経費に按分して充当している。